

刑	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			

捜 二 第 5 6 9 号
(生 企)
令 和 4 年 5 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長
生 活 安 全 部 長

薬物乱用防止広報強化期間について（通達）

令和3年中の全国の薬物事犯の検挙人員は、1万3,862人と引き続き高い水準にあり、覚醒剤事犯の検挙人員は7,824人と前年より僅かに減少したものの、覚醒剤押収量は688.8キログラムで前年より251.6キログラム増加した。

本県においては、薬物事犯の検挙人員は80人で、そのうち覚醒剤事犯の検挙人員は47人といずれも前年より増加している。

また、全国の大麻事犯の検挙人員は、30歳未満の若年層を中心に平成26年以降8年連続で増加が続き、過去最多であった前年を上回る5,482人となり、本県においても大麻事犯の検挙人員は30人と高い水準にあり、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

警察では、薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止5か年戦略」に基づき、関係機関及び団体と連携の上、薬物乱用防止対策を推進しているところであるが、このような情勢を踏まえ、社会全体から薬物乱用を排除する気運をより一層高めるため、本年6月及び7月の2か月間を薬物乱用防止広報強化期間とするので、各所属にあっては、管内の実情や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮の上、効果的な広報啓発活動を推進されたい。

記

1 実施期間

令和4年6月1日（水）から7月31日（日）までの2か月間

2 実施内容

捜査第二課、生活安全企画課、関係機関及び団体が密に連携し、広く県民に薬物乱用の現状、薬物の危険性・有害性等に関する広報啓発を行い、有害環境の浄化活動の推進、補導・相談活動の推進等による青少年の非行防止も図り、社会全体として薬物乱用を許さない規範意識を醸成又は向上させるとともに、乱用者の早期発見等、薬物捜査に対する県民の協力確保を図る。

3 実施上の留意事項

(1) 対象者に応じた効果的な広報啓発活動の実施

対象者の年齢や職業、生活環境等の特性を考慮し、広報啓発用ポスターの掲示やチラシ等の配布、薬物乱用防止教室の開催といった既存の広報啓発方法のみにとらわれることなく、柔軟な発想を持って真に効果的と考えられる活動を実施すること。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、多人数が集まり又は人が接触する機会が生じる形式での広報啓発活動が自粛される可能性もあることから、インターネットやSNS、テレビ等各種媒体を活用した広報啓発の取組等も積極的に検討すること。

(2) 広報啓発資料の有効活用

警察庁では、薬物乱用防止広報啓発用ポスターやパンフレット等を作成し、配布しているほか、ウェブページにも、これらの画像データや広報啓発用メッセージ動画等を掲載しているため、これらを有効活用し、薬物乱用防止に係る情報を必要とする対象に、一人でも多く行き渡るよう、ポスターの掲示場所、パンフレット等の配布先、画像・動画データの掲載・配信方法等を工夫する。

(3) 薬物乱用の危険性・有害性等に関する正しい知識の周知徹底

薬物乱用を未然に防止するためには、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報啓発が必要不可欠である。

とりわけ大麻事犯については、若年層の乱用のきっかけが友人・知人からの誘いであることが多く、「大麻は身体に害がない」、「少量なら依存症にはならない」といった誤った情報を鵜呑みにし、安易に乱用を始めた例もある。また、SNS等のインターネットを経由して大麻の入手先を知ったというケースも多い。

よって、これらの特徴を踏まえ、若年層に対する広報啓発に際しては、薬物乱用の危険性・有害性に関する正確な知識や、薬物乱用への誘いの断り方等を具体的かつ理解しやすい方法で周知すること。また、保護者等を対象とした広報啓発にあたっては、SNSで薬物を意味する隠語を使った売買が頻繁に行われている実態を教示し、日頃から親子間でインターネット利用について話し合い、ルール作りをしておくこと等の重要性を理解させるなど、インターネット上の違法薬物に関する有害情報から青少年を守る対策の必要性を周知すること。

(4) 相談窓口等の周知徹底

薬物は、一旦乱用が開始されると、その依存性から個人の意思で中断することは困難であり、再乱用防止のためには、薬物乱用を早期に発見し、早期に対応することが重要であることから、薬物問題を抱える当事者及びその家族等が、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、各種相談・支援窓口が記載されたパンフレットを配付するなどして周知を徹底し、相談機関活用の促進を図ること。

(5) 関係機関等との情報共有と連携の強化

標記強化期間中には、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月中、内閣府）等、他省庁主催の各種月間・運動も実施されることから、知事部局、教育委員会等関係機関と情報共有を図るとともに連携を強化し、また、民間団体の協力を得るなどして、効果的な広報啓発活動を推進すること。

(6) 報道機関に対する効果的な情報提供

薬物乱用防止に関する広報啓発活動を実施する場合又は実施した結果について

は、報道機関に対し、積極的に情報提供をするとともに、薬物事件の検挙を報道する場合においても、事件概要等と併せて管内の薬物情勢や昨今の薬物事犯の特徴等についても触れるなど、薬物乱用防止に資する報道がなされるよう配慮すること。

4 活動報告

効果的な広報啓発活動等の実施状況については、各所属間の情報共有を図るほか、特に功労が認められる場合には表彰を検討することから、申報により捜査第二課及び生活安全企画課に報告されたい。

担 当 捜 査 第 二 課
組 織 犯 罪 事 件 指 導 係
生 活 安 全 企 画 課
少 年 対 策 係